

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

きょう最後の質問でございますけれども、質問に入る前に、1つ訂正をさせていただきたいと思っております。きょうの私の質問の2項目めですけれども、消防行政についてということで、2番目、団員の災害の保障とありますけれども、「償」の字が障がい者の「障」になっております。これは人偏に賞状の「償」でございますので、まず訂正をお願いしたいと思います。

では、議長の登壇のお許しをいただきましたので、ただいまから17番、政和クラブ、吉原武藤の一般質問を始めさせていただきます。第1点目は交通安全対策について、第2点目は消防行政について質問をいたします。

3月11日の東日本大震災で2万人を超える犠牲者、行方不明者の方々に御冥福を申し上げるとともに、甚大な被害を受けられました方々にお見舞いを申し上げる次第でございます。

まず、第1点目の交通安全対策でございますけれども、平成22年中の交通事故による死者数は全国で4,863人、10年連続で減少をいたしております。第8次交通安全基本計画の目標である交通死亡者数5,500人以下が3年連続して達成をされております。昭和50年代では全国で1万人以上の交通死亡者があったわけでございますけれども、その原因はいろいろあると思っておりますけれども、まず道路等の整備、また安全教育の推進、そして交通違反に対する罰則の強化などではないでしょうか。そのような中、小学生、中学生等に対する交通安全に対する教育といえますか、交通安全に対する取り組みはどのようになされているのかをお尋ねいたします。

○議長（牟田勝浩君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

児童・生徒に対する交通安全教育についてでございますが、子どもたちの安心・安全というのは、もちろん議員の皆様、市民にとりましても、十分取り上げていただいているようなことでございます。その中でも交通安全につきましては、各学校とも計画に基づいて安全教育を指導しているところでございます。そして、これは学校だけの指導では当然無理があるわけでありまして、家庭、そして地域の皆様、そして交通関係者の皆様の協力を得て指導を行っているという状況でございます。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

ことしの5月28日、第18回の子ども自転車競技大会は山内町のスポーツセンターで開催をされました。市内10校から12チームの参加があり、山内東小学校が優勝をいたしました。また、山内西小学校のAチームが準優勝。優勝も準優勝も山内町でございます。優勝された山内東小学校は県大会に出場をされ、優勝こそ逃しましたけれども、すばらしい成績をおさめ

られました。実技、学科とも大変高度なものでございまして、これからの交通安全の知識を十二分に体験してもらったと思います。これからも毎年開催をされるわけでございますので、教育委員会も協賛をなされていらっしゃると思いますので、ぜひ御協力をお願いしたいというふうに思います。

そして、ここに資料がありますけれども、第46回の子ども自転車大会の全国大会が8月3日に行われておりまして、長野県の高山村立小学校が全国で優勝をされております。その中で、佐賀県大会で優勝をした鳥栖市立基里小学校が全国大会に参加をして、そして全国10位になっております。このようなことで、佐賀県も大変この大会には上位に毎年なっているようでございますけれども、このようなことの体験をすることで、子どもの交通安全意識が非常に上がるんじゃないかというふうに大変期待をしております。そのようなことで、ひとつ、ぜひこれからも、今回の武雄市の大会には参加できなかった小学校もありました。しかし、これはその学校の事情でございますので、やはり子どもたちが4人そろわないというようなことで、小さな小学校の生徒数が少ないところは参加ができなかったということでございます。しかし、ぜひ来年は参加をしていただくようお願いをしたいというふうに思います。

次に、県内、武雄市の交通事故を見ますと、これは今年1月から7月末まで、物損事故が県内で1万220件、武雄市では726件、人身事故は県内で5,260件、武雄市では292件だそうです。そこで、この292件というのは件数が292件であって、その中に負傷者が390人いらっしゃいます。そのようなことで、やはり事故の件数と負傷者の数というのは、やはり負傷者の数は1台に2人も3人も乗っているわけですから、こういうふうな数字が出たと思います。

そこで、飲酒運転の検挙数が7月までに佐賀県で9件、うちに飲酒事故を起こしたのが2件、そして武雄市はこの飲酒運転の検挙が5件あります。これは1月から6月までですけれども、死亡事故は県内で24名、武雄市で2名です。6月まで。しかし、8月に2名ほどお亡くなりになっておりますので、現在はもう4名がお亡くなりになっております。

そこで、武雄市では飲酒運転が多いということで、武雄地区交通安全協会、そして武雄市と一緒に飲酒運転の根絶を、ハンドルキーパー、交通ルールを守ってつながる運動をやろうということで、このパネルを使って（パネルを示す）、さっき言いました武雄市の職員さん、それに交通安全協会の役員さんと、川端通りの飲み屋さんを一軒一軒回りましたが、初めは物すごく抵抗がありました。お店に、ぱっと入ったところにこのポスターを張ってもらいました。そして、中に入って、要するにそのオーナーの方に、こういうことで飲酒運転は絶対にさせないように、ハンドルキーパーをぜひ立ててくださいと。そして、もし飲んだったら必ず代行運転を使ってくださいというようなことで言ったところなんです。そして、このA4の大きさのこれを縮小したパンフレットを飲んでいるお客さんにずっと配ったら、さっき私が言ったとおり、大変抵抗ありましたけれども、しかし物すごくお店の方からも喜ばれました。やっぱり自分たちの口からはなかなか言いにくかど。しかし、こういうことを

してもらえば助かりますと。そして、どういうことをやっていますかと聞いたら、要するに運転代行の補助をしてみたり、そして、来たら代行運転に予約をとってみたり、いろいろそのようなことをやっているということで、大変好評だったです。

そのようなことから、これが本当によかったか悪かったかというのは私にはよくわかりませんが、しかし、これはやはりだれかがせにゃいかんような運動だと思います。先ほど言いましたけど、私はここに資料も持っていますけれども、飲酒運転の検挙者が1月から3月まで武雄市内で4件あります。ここにはどこの地区、どこの地区、どこの地区とありますけれども、それを言ったら語弊がありますので言いませんけれども、4件あります。そして、4月から6月まで、これも1件あります。これは検挙された数字ですので、本当はもっと多いんじゃないかろうかというふうに思います。

そこで、このような運動を市も一緒になってしまったけれども、市の当局としてはどのようにお考えなのか、この飲酒運転を撲滅するにはどのような運動が効果なのか、どのようなお考えなのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

もう飲酒運転をする人は、私は病気だと思いますよ。やっぱりね、本当に私の周りに何人か飲酒運転をしそうになった人がいます。私は飲みませんから、とめたときに、何でこれが悪かとおれはちゃんとしとるもんで。もう話の通じらんわけですね。ですので、私はそういう方々に対しては、もう一罰百戒が一番いいと思いますね。もう免停一発どころか、免停10発にして、そうすればもうその人は二度とその人は乗れませんし、それだけ一罰百戒したら、周りの予備軍の人たちはしびれるですもんね。ですので、私はそういった活動が全く無になっているというつもりはありません。やっぱり世の中の基本思想として飲酒運転はいけないんだということを広げるという意味では、それは意味なきことだとは思いますが、じゃ、これで根絶できるかというような世界ではないというふうに思っております。

その上で、この場をかりてお礼を申し上げたいのはね、私は今よく走っています。救急車の皆さんとも会います。帰って、救急車が例えば新武雄病院とかいろんな病院に運んでいった後に話をよくするんですが、今までだったら、旧市民病院に運んでいったら、例えば2時間待たされて、挙句の果ては大村市に行ったとか——きょう大村市の市議さん来ていましたけど、そういうところにたらい回しされた状態だったけれども、今は本来なら死亡に至る救急事案が結構もう重体で済んで、それが治るとか。重症の方々が早く治すことによって軽傷で済むというのが結構やっぱり数としても100超すぐらいあるんですね。そういった意味から、本当に私は議会に感謝したいと思いますよ。ちゃんと議決をして、新武雄病院というふうになってね、きょう鶴崎さんも来ていますけれども、そういうふうに実際は起こってはい

けない交通事故でありますけれども、より軽度な事故で済むということについては、それは私たちは救急救命士にもそういった2次、3次の医療をしている方々にも、やっぱりきちんと感謝をしなきゃいけないのかなと、こういうふうに思っております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

7月21日から8月30日まで学校は夏休みに入ったわけですがけれども、この夏休みの期間中に子どもたち、生徒が交通事故に遭ったのかなというふうに思いますけれども、その報告が教育委員会のほうにあっていましたら、その数字を教えてくださいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

夏期休業中の児童・生徒の交通事故でございますが、3件いただいております。いずれも右ひざを打撲、右手首にかすり傷、外傷なしという程度の軽傷であります。小学生2件、中学生1件の報告を受けております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

夏休みは、特に子どもたちは自転車に乗る機会が多いと思います。交通事故に対する指導も必要だと思いますけれども、まず第1に交通ルールを守ること、それにしても自分の身は自分で守るとというのが第1であります。7月21日の佐賀新聞だったですけれども、ヘルメット着用の宣言ということで、唐津市のスポーツクラブが宣言をされたのが新聞記事に載っていました。

そのようなことで、武雄市ではそのような要するにヘルメットの着用の推進を学校としてしているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

もっと取り組みをアピールしないといけないなと思ったところではありますが、この場でもいつか申しましたように、武雄っ子全ヘル運動という形で学校、家庭連携して、ヘルメットの着用が義務づけられたそれ以前から推進してきたところでございます。恐らく市民の皆様も、武雄市の子どもたちのヘルメット姿というのはよく見られるんじゃないかなというふうに思っております。先ほどの報告があったときにも、ヘルメットを着けていたかということを実先に聞くわけでございます。

そういう意味では、ノーテレビデーで読書を進めたときに、小学生で徹底していけば中学生も読み始めてノーテレビ率が上がったということがございます。恐らく中学生、高校生の、特に中学生の通学時以外はヘルメットをかぶっていないだろうというふうに思うわけです。そういう意味では、ぜひ武雄市では自転車とヘルメットはもうセットだと、そういうことで進めていけたらなというふうな思いがございます。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

これはヘルメットは推進じゃなく義務ですよ。もう義務。ですので、武雄市の子どもたちは教育長がいいおかげで結構ヘルメットをしっかりかぶっていますけど、やっぱり副市長がさっきこそこそと言っていましたけれど、帰りは結構脱いだりしているんですね。これは見つけたら、もう停学ですよ。やっぱり、何かあってから推進とか言っても甘いんですよ。特に子どもたちの命は、ある意味、大人よりも重い。そういったときに、その可能性をヘルメット一つで救えるということであれば、これは義務ですよ、義務。ですので、もう推進を飛び越えて義務にしていきたいというふうに思っています。もう停学します。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

ここにパネルがあります。（パネルを示す）今、市長は力強い言葉をいただきまして、本当にありがとうございます。というのは、私もそれを警察で話をしました。そしたら、子どもには罰せられないから、親の義務ですよと。子どもにヘルメットをかぶせるのは親の義務ですよと。もし、子どもが自転車でノーヘルでけがしたら親の責任ですよということでした。

今、ここにグラフを持ってきました。これは平成22年の自転車乗車中の年齢層別の事故の数です。人口10万人当たりですけれども、ここが年齢7歳から12歳、13から15、16から19とずっとありますけれども、10万人当たりで7歳から12歳の子どもの負傷したのが168人だと、死亡したのが0.14人になります。今、自転車に一番乗るといえるのは、この16歳から19歳、ここですね。13から15歳、この年代が一番自転車に乗ります。そして、見ますと、乗る割には死亡者が少ない。13歳から15歳は306.2人がけがですね、負傷者。死亡者は0.39人です。この16歳から19歳というのは高校生だと思いますけれども、これがやっぱり一番多いですね。441.9人が負傷、死亡が0.33人です。やはり、この辺はある程度体も大きいですから、自転車の運転も上手だろうと思います。この年齢層というのは、13から15歳というのは中学生ですから、セットが乱れるとあって、割とヘルメットをかぶりません。しかし、この年代、7歳から12歳まではほとんどヘルメットをかぶって、ヘルメットをかぶるから死亡率が少ないんじゃないかというふうに思います。

反対にここを見てください。75歳から以上は、78.3人が負傷者ですけれども、死亡者というのは一番高くて1.68人です。やはり、もうこの年代になったら、運転の技術が悪くなるというのですか、バランスが悪いんでしょうね。やっぱりこういうふうな状態です。ですから、やはりこの年代層はぜひヘルメットを着用して自転車に乗っていただきたいと思います。これについては答弁要りません。

では、次の問題ですけれども、9月21日の水曜日から9月30日まで10日間ですけれども、秋の交通安全県民運動が実施をされます。そしてまた、10月1日土曜日から12月31日土曜日までの3カ月間、この3カ月間の長きにわたり実施されますけれども、これは夕暮れどきの早目のライト点灯運動というのが3カ月間実施されます。このようなことで、武雄市としてどのような取り組みをされるのか、お尋ねをいたします。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

今言われているように、夕暮れどきの早目のライト点灯運動ということでやりますが、内容といたしましては4項目ございまして、下校時における児童・生徒の交通安全指導、それから学校における自転車マナーアップ街頭キャンペーン、事業所における早目のライト点灯の街頭キャンペーン、夜間の事故防止の交通安全教室、この4つの事業をまとめて実施して夕暮れどきの早目のライト点灯運動としてやっていきたいというふうに思っております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

ライト点灯の説明はありましたけれども、今度の21日からの運動についてはどのような計画を。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

秋の交通安全県民運動でございますが、9月21日から9月30日まで、これは市内9カ所で街頭キャンペーンを行いたいと思っております。それから、踏切安全講習会を実施したいというふうに思っています。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

秋の交通安全県民運動には、各町の老人クラブの方がいろいろ計画をされておまして、9カ所で街頭のキャンペーン運動を毎年秋には老人クラブ、そして春には婦人会ということ

で協力をしていただいておりますけれども、なかなか好評です。今回の要するに老人クラブの運動は自分たちの手づくりで、そしてマスコットを手づくりでつくって、そしてそのマスコットを配布していただいております。大変好評ですけれども、これから行楽シーズンに入りますので、交通事故が大変多いわけがございますけれども、大変好評にその運動が展開をされております。どうか婦人会の方もひとつよろしく御協力をお願いしたいというふうに思います。

次に、自転車運転中の携帯電話使用等の禁止についてお尋ねいたします。

今年9月1日より、要するに今月1日から道路交通法の施行の細則が一部改正をされまして、自転車運転中の携帯電話使用が禁止をされました。違反をすると5万円以下の罰金が科せられ、道路交通法本則にはながら運転を禁止とする条項がなく、都道府県の公安委員会が地域に応じた規則を定めているそうでございます。携帯電話の禁止は日本全国ではありませんけれども、27都道府県で盛り込まれて、全国的な運動傾向にあると思います。

このようなことから、武雄市としてはどのような方法で市民に周知を図るのか。割とこの運動は、9月1日からでも、知らん人が結構多かたです。チラシ自体、(現物を示す)このチラシしかありません。ですから、やはり私、朝5時半ぐらいから散歩をしておりますけれども——散歩をするんですから、なるべく車が通らないところ、農道を歩いております。そしたら、ちょうど高校生ぐらいだと思いますけれども、自転車で駅に向かっていきます。必ずやっているんですね、こうして。携帯電話しながらとか、メールを打ったりですね。非常に危ないんですね。ですから、これは罰則ができましたけど、未成年には罰金をかけることはできません。ですから、そこら辺を幾ら5万円以下の罰金といたって、罰金取られんけんよかさいというような感覚になるかもわかりませんので、そこら辺の周知徹底をどのように武雄市は考えていらっしゃるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長(牟田勝浩君)

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

今示されたように、このような(現物を示す)リーフレットを配って、自転車運転中の携帯電話の使用の禁止をPRするという事でやるわけですが、これは街頭のキャンペーンとして、あるいは交通安全教室などでこのチラシを配布して説明したいというふうに思っています。裏側を見ますと、自転車は車道が原則、歩道は例外と。車道は左側を通過してくださいとか5項目書いてありますので、こういうのを十分説明したいと。あるいは10月1日発行します市報、これにおいてPRしたいというふうに思っております。

○議長(牟田勝浩君)

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

これは余り役に立たんですね。やっぱり、何というんですかね、どの張り紙でもポスターでも、禁止とかいろいろあるが、禁止、禁止とあふれとるですもんね。今さら何が禁止ですかというのが多分子どもたちの、あるいは自転車に乗っておられる方の1つの見解だと思っ
たんですね。ただ、私は自転車というのは結構やりやすいと思うんですね。議員様は散歩
されていると、私はランニングをしていますけれども、9月1日からこれが施行される
というのは私も知っていました。その中で、私が大人の一人として取り組んでいるのは、
例えば車で対向車線ですれ違うときに、よく携帯おんさっですよね。それに対してビ
ビッと鳴らしたりとか、言うことはできんですけど、自転車の場合とはめることが
できるですもんね。ですので、私はランニングのときに、今まで三、四人とめまし
た。とめて、これをすっぎんたいかんぞと言うぎ、やっぱりしんさんですもんね。
そいぎ、市長さんから言われたけん、今後しませんということの確約を――
やっぱりルールは守らんばいかんですよ。うちにはルールを守らん方もおられ
ますけれども、ルールは守ることが本筋だと思っておりますので、ぜひ議員各
位におかれては、やっぱりそれを見かけたら、その場で注意するということ
をぜひお願いしたいと、このように思っております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

私は非常にこれが、5万円以下の罰金が気になったものですから、警察に聞きに行きま
した。これは18歳になったら自動車の免許を受けることができるわけですがけれども、何
回も18歳になる前に、この違反で要するに警告とかいろいろ問題を起こしたときに、
点数が加算されて、免許を取るときに点数を引かれるんじゃないかという疑惑を持
ったわけですがけれども、やはりそれはないということで、免許証を持っていない
から持ち点がないということで、それは自動車免許を取るときには一切このこと
については問題ないということだったから、本当に効果があるのかなというふう
に思うところです。

ですけれども、やはり罰則ができたわけですから、そして、どうしても車を皆さん運
転されると思いますけれども、対向車を見ていると、100台すれ違ったら、四、
五台ぐらいは必ず携帯電話を持って携帯電話しながら運転している人がいます。
やはりこれも同様ですがけれども、そこら辺から交通に対する意識を高めてい
かなければいけないというふうに思うところです。

では、次に、電動車いすの利用についてお尋ねをいたします。

最近、ちょこちょこ電動車いすを利用されている人をよく見かけます。高齢者
や障がい者の方が足として利用されております。大変便利な乗り物ですが
けれども、それだけに危険も多いわけです。このような便利な乗り物は武雄
市内に今何台ぐらいい用をされているのか、その実態がわかったらお尋
ねをいたしたいと思っております。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

電動車いすですけれども、これは登録の必要がないということになっておりますので、すべてを市のほうで把握をしているというわけではございませんけれども、障がい者の方で14台、それから介護保険の関係で10台、合わせまして24台は確かに市内にあるということは把握しております。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

今24台、要するに、これは免許も要らんし、これは歩行者対応ですもんね。ですから、自転車は車ですけれども、自転車と違って電動車いすは免許証も要らんし、道路交通法でいう歩行者です。ですから、車道は右側を走らなきゃなりません。しかし、今道路の形態を見てもみますと、歩道自体が3メートルぐらいに改良されております。そして、今されているところはほとんど要するに段差がない歩道になっております。そのようなことで、この電動車いすは、そういうところで利用するには非常に便利な乗り物ですけれども、歩道が狭いところ、歩道が1メートルとか1メートル50ぐらいの歩道がありますけれども、そこを走るのにはちょっと不便だなと。幅が70センチあるわけです。幅が70センチで長さが1.2メートル、高さが1.09メートルということで、やはり最低でも1メートルはなからんことには通れません。ですから、やはり3メートル以上の歩道じゃないとなかなか走りにくいということで非常に便利であって便利じゃないというふうなところもあります。そして、危険が非常にあります。

そして、これは歩行者の取り扱いですから、自転車は歩道を通られませんけれども、これは歩道を通るわけですね。ですから、要するに歩道に人が多く歩いているところはなかなか走られません。特に学校の通学の時間なんていうのは、恐らく走られないわけですね。そのようなことで、今まだ武雄市で把握しているのが24台ということでございますけれども、恐らくもう何十台かあるんじゃないかというふうに思います。

そのようなことで、事故の件数を聞いてみました。すると、今佐賀県内でですけれども、車いすの事故、平成19年が8件、20年が4件、21年が6件、22年が8件、23年の9月1日現在で4件、5年間で合計30件の事故がっております。その中には、20年に1件の死亡事故、唐津市でっております。あと1件はほんの最近だったですけれども、ことしの8月17日に伊万里市で86歳の女性の方がお亡くなりになっております。このようなことで、車いすに乗る人はまず運転免許が要らないもんですから、道路法規が余りわからないというようなことで、やはりその指導も大事じゃないかというふうに思うところですが、そういう対応

はなされているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

電動車いすの使用者に対するルールですか、これについてはまだ手つかずみたいですので、今後、検討いたしたいというふうに思います。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

今まだ手つかずとおっしゃられましたけれども、7月17日に主催が武雄市と武雄自動車学校の主催で電動車いすの研修会がっております。これは利用する人じゃなくして指導をする人の研修がありました。私も初めて行ってみましたけれども、やはり電動車いすというのは大変難しいです。操作は簡単ですけども、なれるまでが大変です。

それで、この間、10月17日あったのは、要するに指導員さんということで、交通指導員の方を対象に研修会が武雄自動車学校でありましたけれども、これをこういう利用者に対する指導、要するに研修会のようなのを計画されているのか、それともこれからどうなされるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

7月17日に実施いたしましたのが、交通安全指導員さんに対するマナーの教育ということでございまして、今後は各町での指導といいますか、こういうのをやっていきたいというふうに思っております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

今からやっていくということでございます。

この間、ちょっと話を聞きましたけれども、若木町の老人クラブの方が若木町のいわゆる——若木町だけで二十何台ぐらいあるらしいですよ。ですから、若木町でぜひ講習会をさせてくれという話があったけれども、これは近日中に実施をされると思います。

この電動車いすは時速6キロ以上になったら電動車いすじゃないらしいです。ですから、6キロというのは大人の速足で行ってもちょっと追いつかんぐらいの速さですもんね。ですから、かなり速いです。そして、やっぱり、この間、私とその講習会に行ったら一番気づいたのは、信号を渡るときに、こういう指導がありました。ちょうど交差点で横断歩道が青信号

だから渡ろうとせんで、1回、次の赤になるまで待てというんですね。要するに時速6キロぐらいしか走らんもんですから、手前から向こうに行く間に途中で信号が変わるおそれがあると。ですから、信号が青に変わってすぐ、要するに横断歩道に入れというようなことだったです。恐らくもう、ぴかぴかとしてから横断歩道に入ったら、中間で黄色になって、もう渡り切らんと。おりて走っては行けないもんですから、そこら辺が一番やっぱり注意をせにゃいかんというようなことです。ですから、これからはそのような電動車いすについては講習が必要だと思しますので、ぜひひとつ行っていただきたいというふうに思います。

では、次に、消防行政についてお尋ねをいたします。

火災警報器の設置についてお尋ねをいたします。平成16年の消防法の改正で住宅に火災警報器の設置が義務づけられたところです。施行は新築住宅が平成18年6月1日から、既存の住宅については平成23年6月1日からということで義務づけられました。私は前もこの質問させていただきましたけれども、その後、この武雄市においては設置の状況はどうなっているのか、今どれぐらいの要するに設置状況なのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

これは推計値でございます。杵藤地区の消防本部の調べで消防本部が推計する数値でございますが、9月4日現在56.9%、これは23年、ことしの6月時点で消防庁が調べたのが全国平均が71.1%、それから比べると14.2ポイント低い。杵藤地区が59.4%ですので、それよりも2.5ポイント低いという、余りいいような状態じゃございません。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

新聞だったと思いますけれども、全国的に一番高いところは東京都の88%らしいです。それから宮城県の87%、石川県の82%、一番低いところは山梨県の54%だそうです。ちなみに佐賀県で一番高いところは、伊万里市70.8%、神崎市69.9%、唐津市58.9%、町では白石町の59.4%が一番高いということでございます。そして、独居老人の高齢者のところには市が無償で提供したと聞きましたけれども、その設置状況はどうなのか、わかりましたらお尋ねしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

以前、独居老人の世帯に無償で配布しておりますが、数字については持ち合わせておりません。後で報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

これはちゃんと市のほうでしていらっしゃると思いますので、ちゃんと高齢者の独居老人のところはわかると思いますから、びしゃっともう配布済みだと思います。そのことで、恐らく今の要するにこの設置状況から余りもう伸びないんじゃないかと思うわけですね。というのは大体寝室につけるわけですから、人がなかなか見に行くことができない。そして、罰則規定がないから、なかなかこれから伸びないんじゃないかなというふうに思います。ですから、この推進にはやはりこれから先が問題だろうと思います。ですから、今幾らやったですかね。武雄市56.9%ですけれども、まだ6割ほどしかついておりません。あと4割ぐらいを伸ばすのにどのような対策を考えられているか。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

今言われるように、罰則がないということで、なかなか設置の比率が伸びないという。しかしながら、やはり続けてPRしていく必要がございますので、地域での出前講座なり、あるいは防火訓練、そういうイベントのときにPRしていきたいと。それから、ことしの秋の火災予防週間、これは11月9日から15日までですが、このときにつけてよかったなという、けがしなくて、死ななくてよかったなという、そういう事例をつけたパンフレットを配布してPRしたいというふうに思っております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

では、次の問題に移ります。

きのう、9月11日やったですけれども、2001年9月11日、ニューヨークの世界貿易センタービルに飛行機が激突した同時多発テロから10年ですね。そして、この春の3月11日、東日本で大地震から半年、そのような災害ときにおける消防団員の身分・補償について質問をさせていただきます。

9月1日は防災の日で、国は直下型地震を想定して、35都道府県で51万人規模の訓練が行われたところですよ。武雄市でも9月4日に総合防災訓練が行われたところではありますが、各団体、また多くの市民の参加を見て、今回は東日本の大震災から、それに福島県の原子力発電の事故の後、初めての訓練ということで、関係者、また市民の参加も昨年とは違った緊張の中での訓練だったというふうに思います。

そのような中で、災害はいつ起こるかわかりません。武雄市においても、8月23、24日の

大雨で時間雨量は55ミリを観測されており、県道、市道通行どめ、また床下浸水や土砂崩れと武雄消防団の団員も245名が出動に当たっていただきました。また、9月3日から5日の台風12号による紀伊半島での豪雨で、9月6日発表で死者48名、行方不明は56名、計104名に達しております。災害時にいち早く出動していただくのが消防職員や消防団員であります。その分、危険もついて回るわけですがけれども、特に3月11日の東日本の大震災で被害者数は9月10日現在で死者が1万5,781人、行方不明が4,086人、そして、避難、転居者は8万3,000人に及んでいるようでございます。この死亡、行方不明の中には消防活動中に殉職または負傷をされた方もいるのではないかと。その補償等はどのようになっているのかをお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

（パネルを示す）消防団員の補償制度でございますが、3つございまして、1つが消防団員福祉共済制度でございます。これにつきましては大震災の後に、今後も震災が起こる、あるいは風水害が起こるということから、今回、弔慰金について、従来2,800万円だったものが1,200万円に減額されております。これは死亡時ということでございます。死亡した場合、従来2,800万円支払われていたものが1,200万円というふうに変更になっております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

（パネルを示す）今、説明があったのと同じものでございますけれども、要するに消防団員には福祉共済制度というのがあります。これは全国で大体99%の消防団員の方は加入をしていらっしゃると思います。これは消防団員福祉共済制度の給付内容ということで、平成22年度まで、23年度以降という2つに分けておりますけれども、要するに今言った東日本の震災でお亡くなりになった人にはこの弔慰金の2,000万円、そして遺族援護金100万円が出るんですね。

そして、ここに贈与基準というのがあります。ちょっと字が小さいですがけれども、ここには1、2、3とありますけれども、1つ目、「災害の現場に置いて危険を予想し得るにかかわらず敢然これを冒してその職務を執行した場合」は1,000万円、別に出ますよということです。そして、2点目ですがけれども、「前号の危険の程度に至らざる災害現場又はこれに準ずるべき場所において職務を執行した場合」は700万円。2,000万円に700万円また上乘せということです。そして、3点目ですがけれども、「災害現場若しくはこれに準ずるべき場所に職務執行のために赴かんとし事故にあった場合又は消防訓練等公務の執行に際し自己の重大なる過失によらない場合」ということが500万円という基準、これが平成22年度までだったんですね。

そして、今度は23年度も同じものなんです。これは23年度の金額のというのは、日本消防協会の理事会、代議員会というのは年に2回あります。2月と5月にあります。ことしの、23年の2月の議会ではこれで通ったわけですね。これで通って、本来ならば弔慰金の2,000万円、要するに弔慰救済金が700万円、そして遺族援護金が100万円。今執行部が言ったですけども、2,800万円が出るようになっていたわけです。それが今度は1,200万円になったわけですね。要するにこの700万円が減額されてしまったわけです。なぜかといったら、要するに2,800万円——今回の震災で251人死亡なされているらしいです。大体250人で計算して70億円かかります。お金が要ります。年間に要するに1人3,000円の掛金を消防団員は掛けていらっしゃるんですけども、その財源、要するに1年間26億円しか入りません。この3倍近い額が要るわけですね。ですから、ここで減額をしようということになったわけです。

そしたら、私は今、日本消防協会の理事会、代議員会は年に2回あると言いましたが、2月と5月。ですから、ことしの23年の2月の理事会のときにはこれで決まったわけですね。そして、今年度の23年度の新しい年になってからの会議が5月にあっております。そしたら、ここが5月の会議では23年の4月以降は2,300万円、いわゆるこの2,000万円にあと300万円プラスをするということを理事会で決定をなされたのがここなんです。この300万円も今度カットするということになったわけです。

そしたら、私は佐賀の消防協会に行ってきました。行って、何で2,800万円、少なくとも2,800万円は出さんばいかんろうもんと言ったら、財源がないと。しかし、ちゃんと団員1人当たり3,000円ずつ、毎年掛金を取っているんだから、借金してでも払うのが当たり前やろうと言ったわけです。そしたら、何と言われたと思いますか。日本消防協会は財団法人ですもんね。財団法人ですから、25年に監査が——要するに国の共済制度を財団法人がするのには国の許可が必要だと。その許可をもらうのに借入金があるんだったら、要するに国の許可がもらわれんから、この共済制度は消防協会ではできないという。そしたら、要するに日本消防協会は財源不足でもう破たんしてしまうということで、そしたらもし今回減額された人が裁判に訴えたらどうなりますかと言ったら、そりゃ、負けるかもわかりませんねと、そういうことだったんですよ。

こういう時代なんですけれども、市長、どうのお考えでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

情情的にはすごくわからないところもないんですけども、議論の本質からは大分ずれているというふうに私は思わざるを得ません。というのは、あくまでも歴史的にこれは共済制度なんですね。共済制度というのは、各個人個人が、あるいは団体団体が持ち寄ったお金で、それを事故、あるいは事件に応じて分配するというのが共済の中身であります。議員がおつ

しゃるように、例えばそれは全額払うとが筋やろうもんということであれば、それは保険の世界なんですね。ですので、共済事業と保険事業というのを分けて考える必要があるだろうというふうに認識をしております。

だから、それは財源の問題ではなくて、もともとの共済制度——私はここに寄附行為は持っておりませんので、正確なことは申し上げられませんが、あくまでも私も財団法人を総務省で所管していたときがありますけれども、それはルールにのっとって行われていることであります。それは財源論とは少し違います。もしこれが保険だった場合には、これは多分裁判で——私も訴えられていますけどね。これは負けるということになると思いますけれども、あくまでも共済という枠内の中ですので、心情論としてはわからなくもないんですけれども、制度としては、それは私としては本当に未曾有のこういうことであって、これをちょっと理不尽だとかいうと、かえって私は被災された方々、なかんずく消防団の皆様方に気の毒じゃないんだろうかということをお個人的に思っております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

今、要するに保険と共済という話が出ましたけれども、日本消防協会がこの制度、3年間だけは損保の会社がやっていたらしいです。しかし、余り殉職者がいないもんですから、金がどんどん入ってくるもんですから、これは消防協会が運営したがいいということで共済をつくった。そういうことらしいです。これはもう、私は直接行って聞いてきました。

私も今、この問題については本にでも何でも、今パネルを出しましたけど、こうして載っているんですね。そして、ここに皆さん、（手帳、現物を示す）幹部の方もお持ちだと思いますけど、これは私、やめる前の手帳ですね。2008年の手帳です。この消防団の手帳にもちゃんと福祉共済、そして殉職者の賞じゅつ金までちゃんと載っております。金額も今皆さんにお示しをしたと同じ、そのようなことで今回、被災された250人の遺族については本当に気の毒だなというふうに思います。

そういうことで、ほとんどけがした人はいないらしいです。ほとんど助かるか死ぬか。そいけん、やっぱり全国の消防団、いつこういうことがあるかわかりませんので、やはり今回ちゃんとしたことをしておかんといかんじゃないかなということで、私は今回これを取り上げたわけです。取り上げたのは、実は市民の方から電話をいただいたんですよ。佐賀新聞だったんですけど、6月22日の新聞に、消防団員弔慰金の6割減ということで載ったもんですから、消防団員の命とはこんなもんですかと言って、これだけしかなかとやろうかと言ったのが発端だったんですね。共済のことはこれぐらいにして、あと、消防の要するに殉職者の賞じゅつ金と公務災害補償とありますけれども、制度がどのようになっているのか、お尋ねします。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

消防団員公務災害補償制度でございます。消防団員が公務により死亡、障がいの状態になった場合に、また負傷した場合について消防組織法第24条で市は政令で定める基準に従って、条例の定めるところにより消防団員本人または遺族に補償しなければならないということで、（パネルを示す）このパネルの②番目ですが、階級が班長で団歴が10年、家族構成が奥さんと子ども2人という場合においては、年金として282万7,741円、一時金として2,223万4,020円が支払われるということです。

もう1つ、武雄市消防賞じゅつ金制度でございます。これは同じように消防団員が消防業務に従事するに当たって、自身の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのための障がい、あるいは死亡した場合において、消防団員または遺族に対して賞じゅつ金を授与する制度でございます。これは市の条例に基づくものでございます。殉職した賞じゅつ金としては490万円から2,520万円の間と。殉職者特別賞じゅつ金として3,000万円というふうに規定されております。

以上でございます。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

先ほどちょっと言い忘れておりましたけれども、福祉共済がこれまで私は3,000円の掛金だったということを言いましたけれども、24年度から24、25、26と3年間だけ1,000円増額になりまして、4,000円掛けにやいかんわけですね。1,000円上乗せになりますので、武雄市1,470名おりますから、147万円が武雄市の支出増になります。これが、これは3年間だけですけれども、このことによって何か市に影響があるでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

これは多分見られている方は、一般の方が多く誤解されていると思うんですけども、消防団員の皆様方の掛金というのは市が出しております。したがって、その1,000円増ということに関して言っても、それは市の負担増になりますので、それはすなわち140万円強の負担増になります。その上で、私はこれをユーストリームで流れているんですね。全国の方々、きょうもフェイスブック学会で多くの方々が見られていると思うんですけど、恐らく被災地の方がこれを見られたら、すごく残念に思われていると思うんですね。というのは、議論としてはいいと思うんですが、やっぱり私も何度か被災地に参りました。そのときに、自分た

ちのせいで本当に他地域の皆さんたちに何かしわ寄せが行っているんじゃないかと、吉川議員聞いたですよ。ですので、そういうふうに非常に何か自分たちの特に東北の方々というのはそういうふうに重荷に思われている。ですので、これは多分東北の方々は見られています。そういったときに、答弁するに当たっても、ああ、やっぱり自分たちのせいで減ったとばいということをお願いいただくのが物すごく心情的に重いんですよ。

したがって、私はこれこそが、ある意味助け合いの精神だというふうに思います。やっぱりこれは想定もし得なかったことで、やはり先ほど議員がおっしゃったように、助かるか命をなくすか、どちらかといったときには、我々はこれは自分たちの想像をはるかに超した壮絶な状況である場合には、これはもう本当にいたし方ないものだというふうに認識をするのが、私は政治家としての筋論だというふうに思っておりますので、私は議員の御質問を賜りながら、このように考え、これは武雄市にとって負担増になっても、これはいたし方ないというふうに思っております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

私は今回、死亡された東日本の遺族の方に少しでも多く補償をやるのがいいのじゃないかというようなことで私は質問をしているわけです。私たちに負担がかかるとか、そういうことではございません。やはり死亡されたあれだけの250人からの団員が死亡されているわけですから、そういうことで私はこの質問をしたところです。

そして、もちろん佐賀県にも明治以降ですけれども、殉職をされた人が今31人いらっしゃいます。武雄市からも1人いらっしゃいます。昭和28年ですから、市制施行が1町6村が合併する前の年に朝日の方が1人殉職をされております。そのようなことで慰霊祭もあっておりますけれども、私も慰霊祭2回ほど行ってきました。そのようなことで、昭和28年6月27日に六角川で食料搬送中に殉職されたというのがあります。四、五年前、50回忌ということで、日本消防協会のニッショーホールで50回忌の慰霊祭がありましたけれども、遺族の方に行っていました。

そういうことで、今日本で、平成18年の資料ですけれども、全国で殉職者が5,337人いらっしゃいます。ですから、今度また東日本であれだけの殉職者が出たわけですから、本当にまだこれがもっと多くなるんじゃないか。そしてまた、この間の台風12号のときのあそこでも何人か殉職された人がいるように思います。どうも消防車が水に流されて、打ち上げられたニュースが流れておりましたので、ですから本当に消防団というのは、あんな危険なところに出動をして、本当に命がけな活動をしていて、やっぱり減額はいかなものかなということで私は一般質問に取り上げたところです。そして、やはりなかった方がいいわけですから、いつあるかわかりませんのでということで、この質問をしたわけです。

それで、あとは要するに消防賞じゅつ金と消防団員公務災害補償制度があるということですね。はい、わかりました。

これで私の質問を終わります。